事　業　計　画　書

2022 年度　指定就労移行支援事業所　指定就労定着支援事業所　のぞみ共同作業所

1．事業運営基本方針

(1)就労支援を通じ、自分らしく生きられることを応援する。事業所の利用を通じて自信を深め、希望する働き方で、安心して働き続けられるよう共に取り組む。

(2)地域との結びつきを重視し、他の福祉サービス事業所や医療機関、企業等との連携を図りながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

(3)感染症や災害への対応力を高め、利用者、職員、地域住民等にとって安心、安全な事業所を目指す。

2．支援目標

(1)就労移行支援事業

①利用者の就労への希望、働くことへの興味関心を知り、個別支援計画を作成し、計画に基づいた支援を提供する。

②定期的なアセスメントを実施し、利用者の障がい特性に合わせた訓練等を提供する。

③利用者が事業所利用を通じ、人との繋がりを感じ、訓練や活動等を共に経験する事で自分や他者を理解し、自分らしく働くことをイメージできるような機会を提供する。

④就労移行支援事業を終了し、就労して 6 か月に満たない利用者に対して、企業や関係機関と連携し、働きやすい環境づくりを目的とし必要な支援を提供する。

⑤就労や生活面での相談を受け、関係機関と連携し、希望する利用者には就労定着支援が円滑に開始できるよう支援する。

(2)就労定着支援事業

①就労後 6 か月以上経過した利用者に対し、利用者が安心、安定した状態で就労を継続できるよう就業先の企業や医療機関、他の障害福祉サービス事業所等と連携し、支援する。

②利用者の希望や就労状況、移行支援での支援状況等を踏まえ、就労定着支援計画を作成しそれに基づいた支援を行う。

③利用者から働く上での希望や不安について定期的に相談を受け、それら個別の課題に対して、企業や関係機関と利用者を繋ぐ支援を行い、解決に向けて共に取り組んでいく。

④利用者が離職する場合には、利用者の希望に沿って相談支援事業所等と連携しながら支援を提供する。

3．支援内容

(1) 就労移行支援事業

①個別支援計画の作成

生活や就労に関するアセスメントを実施し、利用者の強みや特性を活かし訓練に取り組むことができるよう、個別支援計画を作成する。事業所内の各支援員によるアセスメントだけではなく、外部の就労支援機関等の客観的な意見についても本人と共有し、計画を作成しそれに基づいた支援を行う。

②就労訓練

利用者のニーズや特性に合わせた訓練メニューを提供し、利用者のペースで職業準備性を高められるよう支援する。内職作業を中心とした作業訓練を実施し、基本的な労働習慣、基礎的な職場のルール、職場で必要なコミュニケーションを知った上で、利用者がそれらを自分にあった形で獲得（習得）できるよう、作業補助具、訓練日誌、作業評価等様々なツールを組み合わせ工夫し、活用して支援する。

③プログラム

ビジネスマナー講座や SST、体力づくりなどをテーマにしたプログラムを実施し、習得したことを日々の活動や訓練の場で実践する。少人数グループでの取り組みとし、人との関わり、関係性の中で経験を積むことで、個別的な課題について、利用者自身が学び解決するきっかけを見つけることができるよう支援する。

④求職活動と企業実習

利用者の希望や得意なことを活かせる仕事、障がい特性に合った仕事など、利用者に合う職種や働き方を見つけるための支援を行う。過去の職歴や訓練成果を振り返り、ナビゲーションシートの作成に共に取り組む。職業を具体的にイメージできるよう、企業見学を実施する。訓練によって身に着けた知識や能力を試す場として職場実習の機会を提供する。

⑤就労後の支援

就労移行支援を終了し、就労して 6 か月に満たない利用者に対して、まずは半年間の定着を目標に支援を提供する。電話やメール、訪問など利用者の状況に合わせた手段を使い定期的な振り返りを実施する。

利用者の要請以外でも職場訪問を行い、企業担当者と定期的に連絡を取るなど、関係づくりに努め、柔軟に対応する。

(2) 就労定着支援事業

①就労定着支援計画の作成

利用者の希望や就労状況、生活状況、就労移行支援事業所等の支援状況等を踏まえ、就労定着支援計画を作成し、計画に基づいた支援を行う。定着支援終了後に利用者が課題等に対して主体的に取りくみ、解決に向けて共に取り組む事を意識し支援を行う。

②定期的な振り返りと支援レポートの作成

利用者と生活状況や就労状況を定期的に振り返り、毎月の支援内容を記載した報告書（支援レポート）を作成する。利用者了解のもと、就職先、関係機関等との情報共有や連携を目的とし、レポートを提供する。

定期的な振り返りについては、電話やメール、訪問など本人の状況に合わせた手段を使い実施する。

職場訪問を行い、企業担当者と定期的に情報共有する機会を設ける。職場における利用者の状況を確認し、課題等生じた場合には、利用者の障がい特性への理解が進むよう働きかけ、ハローワークや就業・生活支援センター等と連携し、環境調整や雇用管理等に取り組む。

③企業への支援

定着支援事業所の業務内容の説明を行い、雇用継続のための相談対応や助言、障害者雇用に関する情報提供等を行う。

④就労定着支援終了後の支援

就労定着支援利用間近の利用者に対し、支援期間終了を見据え、就業・生活支援センターや相談支援事業所、医療機関、その他福祉サービス事業所等の関係機関、企業とこれまでの支援経過等について情報共有する機会を設ける。

支援経過の中で利用者自らが主体的に取り組み、課題等に対処する力がついていることを認識してもらい、安心して関係機関等に相談できるよう丁寧に関わり、繋ぐ支援を行う。

⑤離職時の支援

利用者が離職する場合には、利用者の希望にそって相談支援事業所やハローワーク等と連携し支援する。

(3)共通事項

①相談支援

就労や生活、健康等様々な相談に応じ、解決に向け助言や支援を行う。一人ひとりの希望につながるよう、解決策や上手に折り合いをつける方法を一緒に考える。職員は専門性を発揮し、家族や企業、その他、様々な専門機関と連携し支援を行う。

②生活、余暇等の支援

プログラム等を通じ、余暇の楽しみ方や働き続けるための生活の工夫、セルフケアなどについて情報提供し、体験する機会を設ける。多機能事業所である生活介護と合同でプログラムを実施する。保健所、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアグループなどの協力を得て、内容を充実させる。

③地域交流活動

地域住民と交流し、障がいに対する理解を深める活動を行う。地域住民への啓発活動への参加や大学等教育機関への出張講座、その他さまざまな啓発活動等の企画に協力する。

実習生や見学者を受け入れ、事業所の活動を広く知ってもらう機会を作る。

④職員の資質向上に向けた取り組み

多様な障がいに対応し適切な支援を提供できるよう、研修を実施し、外部研修に積極的に参加する。福祉従事者として求められるケースワークの実践に必要な知識や技術を身につけ、就労支援を提供できるよう、職員同士が積極的にコミュニケーションを取り、質の高い支援を維持する。

⑤感染症や災害に対する取り組み

新型コロナウイルスを始めとする感染症の予防に努める。職員が感染症や感染症予防について正しい知識を身につけ、必要に応じ市や専門機関へ相談し、適切な対応を行う。

法人の業務継続計画（BCP）や事業所マニュアルに基づき、対応する。防災については生活介護事業と協同し、防災訓練や防災に関する勉強会を実施する。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日及び毎月第 2 土曜日の 9 時 00 分～18 時 00 分までとする。

休 日：日曜日と第 2 土曜日以外の土曜日。その他、5 月 3 日～5 日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日。

サービス提供時間：営業日の 9 時 00 分～16 時 30 分

（就労定着支援は 18 時 00 分まで）

(2)日課

9:00 朝礼　9:30 作業訓練開始 12:00 昼休み 13:00 作業訓練やプログラム活動

14:45　清掃　15:00 終礼・振り返り 15:30 終業

(3)年間予定

障害者就労支援ネットワーク会議(月 1 回)、企業見学(年 2 回以上)、防災訓練(年 2 回以上)、障害者施設歯科健診(年 1 回)、就職者を祝う会(年 1 回)、就労移行事業説明会(年 4 回)

事　業　計　画　書

2022 年度　指定生活介護事業所　のぞみ共同作業所

1．事業運営基本方針

(1)利用者の望む地域生活を実現できるよう、安心して通うことができる環境を整え、様々な方法で社会参加の機会を提供する。

(2)地域との結びつきを重視し、他の福祉サービス事業所、医療機関等との連携を図りながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

(3)感染症や災害への対応力を高め、利用者、職員、地域住民等にとって安全で安心できる事業所を目指す。

2．今年度事業目標

(1)利用者が多くの人と出会い、生活の中に希望や楽しみを見つけることができるよう、多種多様なプログラム活動を提供し、「来ると元気になる事業所」を目指す。

(2)地域の相談窓口としての役割を意識し、医療機関や他の相談支援機関との連携を深める。

(3)多様な障がいに対応し適切な支援を提供し、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、研修等へ積極的に参加する。

(4)多機能型事業所としての特性を活かし、就労移行支援事業と協同してプログラム等に取り組む。取り組みを通じて、活動目的の違う利用者同士が緩やかに交流し、多種多様な考えに触れる機会を提供する。また利用者の潜在的なニーズを知る機会とし、希望する利用者には訓練事業や働く場の情報を提供する。

3．事業内容

(1)プログラム活動

　内容や開催時間等を工夫することで、利用者が安心して参加できるプログラム活動を実施する。利用者の希望を取り入れながら調理やスポーツ、創作活動等プログラム内容の充実を図り、利用者が日常生活の中で興味の幅を広げられるよう支援する。

　各種プログラム活動を通じ、利用者同士が良好な関係を作ることができるよう支援する。特に人との関わりに自信が持てない利用者を対象に少人数グループでの活動を実施し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。また、利用者一人ひとりの多様なニーズに応えるため、必要に応じて個別のプログラムを実施する。

(2)相談支援

　利用者の将来の希望や地域での生活について、寄り添いながらじっくりと思いを聞かせていただき、希望する生活の実現に向けて利用者とともに考える。

(3)地域交流活動

　地域住民の障がいに対する理解を深めるため、公民館での講座など地域の活動に積極的

に参加する。また、地域に向けての障がい者福祉に関する啓発イベントの企画に協力する。
　実習生、見学者を受け入れ、事業所の活動内容や、地域で暮らす利用者の生活について広く知ってもらう機会とする。
(4)生産活動
　就労移行支援事業と連携し、内職やポスティング等の生産活動に取り組む機会を提供する。また、創作活動プログラムの作品を活かし、パンと雑貨のお店「はぴすま」等で継続して販売できるような商品の開発に取り組むことで、利用者の活動意欲の向上につなげる。
(5)職員の資質向上
　研修も業務の一環と捉え、支援の技術や福祉制度を学ぶ研修に積極的に参加する。参加した職員からの伝達研修の機会を設け、事業所の職員全員の資質向上を目指す。
(6)情報提供
　機関紙「ガーデニア便り」や施設内掲示板、のぞみ福祉会のホームページ等を活用し、利用者やその家族に必要な情報を提供する。また、日々の支援の中で連携する他機関の職員から得られる情報を大切にし、支援が必要なタイミングだと思われる利用者に適切に情報を提供できるよう準備する。
(7)感染症や災害に対する取り組み
　新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防に努める。職員は感染症予防の研修を通じて正しい知識を身につけ、利用者に対して正しい情報を提供し、必要に応じて相談を受ける。防災については就労移行支援と協同して、避難訓練や防災に関する勉強会を行う。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間
営業日：原則として月曜日から金曜日の午前 9 時～午後 6 時までとする。
休日：土曜日、日曜日、その他、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日。
サービス提供時間：営業日の午前 9 時 30 分～午後 5 時までとする。
(2)月間予定
調理(月4回)、創作(月4回)、フリースペース(月4回)、グループワーク(月6回)、パソコンサロン(月2回)、ヨガ教室（月3回)、外出（月1回)、ピンポン(月1回)、ボッチャ（月1回)、便り編集作業(月1回)、ピアカウンセリング家族(月1回)、看護師さんを囲んで（月1回)、ピアカウンセリング本人(月1回)、エンジョイ♪音の会(月1回)、第2金曜日の会(月1回)、利用者ミーティング(月1回)、初心者向け麻雀講座(月1回)
(3)年間予定
手話教室（年 4 回)、防災訓練(年 3 回)、誕生日会（年 3 回)、生活介護連絡会（偶数月)、歯科検診(年 1 回)、お抹茶を楽しむ会(年 3 回)、季節を感じよう(年数回)

事　業　計　画　書

2022 年度　指定自立訓練(生活訓練)事業所　のぞみ工作所

1．事業運営における基本姿勢(地域におけるのぞみ工作所の価値を高めるために）

(1)生活訓練とは、利用者が自らの力をアセスメントし、そこから将来の理想の生活を見つけるための、時間と社会を提供する事業であることを意識して運営する。

(2)プログラムを定型化せず、利用者の目標と課題に合わせた多様な生活訓練を実践する。

(3)様々な社会資源との関わりが、事業所の新しい価値を見つけ、それを発信する機会と捉え、積極的に連携をする。

(4)誰もが気軽に集い、関わり合える商店街のリサイクルショップとしての役割、自治会を構成する住民としての役割も意識して活動をする。

(5)コロナ禍においても安定して事業所活動を継続するための工夫を続け、利用者の生活の場、誰もが暮らしやすいまちづくりの発信地としての役割を担う。

2．利用者への支援における基本姿勢(職員としての価値を高めるための取り組み)

(1)利用者の希望と、生活に根差した支援を提供する

　利用者が事業所の中で経験するすべての事柄が、現在の生活に役立ち、将来においても支えになっているか、常にプログラムや支援姿勢を問い直す機会を持つ。

(2)利用者だけに変化を求めない。利用者から学び、自らも成長する

　利用者の思いに共感する姿勢を忘れず、利用者と同じ目線に立って、それぞれが望んでいる将来を見つめられているか、自らを問い直す機会を持つ。また、積極的に研修を受講して支援技術や知識を深め、根拠に基づいた支援を行う。

(3)生活訓練での毎日が、利用者の将来にとって価値のある時間になるように支援する

　利用者の人生の大切な時間を預かっているという意識を持ち、将来のために今必要な事業の利用方法を利用者とともに見つける。そしてそれが実践できているかを常に問い直す。

3．具体的達成目標(のぞみ工作所における生活訓練の具体的な取り組みと目標)

(1)利用者一人ひとりがリカバリーを感じられる社会を提供する

①社会で暮らす不安を、社会で暮らすことへの期待に変える

　利用者が事業所の中で、自らの力を活かした役割を得て、社会の中で自己肯定感と自己有用感を得られるように支援する。それを通して、人と人が支え合うという社会の仕組みを実感し、そこに参加して暮らすことに魅力を感じられるように支援する。

(2)体験ができる機会と、体験を経験に変えられる環境を提供する

①一緒に生活し、体験を共有しながら、一緒に気づく

　生活技術や作業能力の向上を第一義の目的とせず、利用者が自らの可能性を知ることを最優先目標にする。そのために、利用者と「人と関わり合う生活」を共にし、その中で自

然に繰り返される様々な成功やつまずきを共有し、それら一つひとつを一緒に振り返る。
②事業を利用したからこそ出会える体験からの気づきに寄り添う
　利用者がこれまでの生活では得られなかった、様々な生活の楽しみに出会える機会を提供するために、コロナ禍においても「できること」を常に考え、多彩なプログラムを行う。
(3)家族のリカバリーを応援する
　事業を利用する中で本来の力と希望を取り戻す利用者を通して、家族自身もリカバリーしていくことを目指す。それにより構築された家族との信頼関係を土台にして、家庭内における利用者の課題にも積極的にアプローチをする。
①細やかな情報発信、自宅への訪問
　電話や自宅への訪問などを通して、利用者がどのような生活訓練に取り組み、どういった体験を通して、何を得ているのかを適切に発信し、家族の希望につなげる。
(4)連携する他機関からのニードを正しく把握し、それに応える
　支援活動、地域活動のそれぞれにおいて他機関との連携を密にし、事業所に期待されている役割を正しく把握し、実践の中でそれに応える。
(5)地域にとけ込み、活かされ、地域の力を支援に活かす
①地域での役割を確立する
　事業所がこの地域で暮らす様々な方が関わり、つながり、リカバリーしていく場として地域に認識され、それを期待されることを目指す。
②地域の持つ力を開発し、支援に活かす
　コロナ禍においても自治会や地区福祉委員会、ボランティアをはじめとする地域の力を活かし、事業所を通して利用者が地域に溶け込むことを実感できる場面を多く設定する。
(6)事業を継続する
　コロナ禍にも対応した災害時における事業継続化計画を策定し、安定して利用者に日課を提供するとともに地域の社会資源としての役割を担う。

4. 営業日、日課、年間予定ほか

<table>
<tr><td>営業日、
時間、休日</td><td colspan="2">原則　月曜日から金曜日の 9 時 00 分～1 8 時 00 分
原則　土、日、祝日、8 月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月 4 日</td></tr>
<tr><td>サービス
提供時間
日課</td><td>10:00 ～ 生活技術・作業プログラム
12:00 ～ 昼食会・休憩
13:00 ～ 勉強会</td><td>14:00 ～ 文化活動・学習・軽スポーツ
15:00 ～ 個別支援プログラム</td></tr>
<tr><td>年間予定</td><td colspan="2">外出プログラム(毎月 1 回)、連絡会(毎月 1 回)、実習生受け入れ(年 1 回)、障がい者施設歯科健診(10 月)、防災訓練(年 3 回)、第三者委員との懇談会(年 1 回)、地域行事への参加(随時)</td></tr>
</table>

※新型コロナウィルス感染防止のため、サービス提供時間や日課、年間予定は柔軟に見直しを行う。

事　業　計　画　書

2022年度 指定生活介護事業所 ブルーリボン・きらめき

1. 事業運営基本計画

(1)利用者が、ブルーリボンきらめきに安心して居続けることができ、お互いが尊重し合い、それぞれの生き方を選べるような場と活動を提供する。
(2)地域との繋がりを活性化させるとともに、事業所が地域の中で担っている役割を意識しながら、利用者が地域の一員であることを感じることができる支援を提供する。
(3)利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政と協働した体制で支える仕組みを構築し、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。
(4)関係機関との連携や協働を密にし、制度に繋がっていない当事者の利用促進に努める。

2. ブルーリボンきらめきとしての支援目標

(1)全ての活動において、ストレングスの視点を持ちながら利用者のニーズを確認し、利用者の持つ可能性を引き出していける支援を行い、ニーズに合わせて新たな活動を構築する。
(2)生産活動や創作的活動を通して利用者がお互いの個性を尊重しあい、達成感や充実感を得ることで、地域で生活する意欲が増進するよう支援する。
(3)利用者が利用者自身の生き方について語りあい、また自分の思いを表現できる場を提供することで、利用者の自己肯定感を高めていくことができるような支援を行う。
(4)生活面において利用者が抱える悩みを気軽に相談できる環境を整備し、生活上の背景や環境との関係にも着目した相談支援を行う。
(5)精神保健福祉の現状を地域に発信し、利用者の生活を支える基盤の構築を地域に働きかける。また地区福祉委員やインフォーマルな資源を活用し、利用者と地域の距離を一層縮めることができるように支援を行う。
(6)制度に繋がっていない当事者の利用の受け入れを積極的に行うため、ブルーリボンきらめきの魅力を、様々な形で発信する。
(7)感染症対策に取り組み、仮に感染症が発生しても事業が継続できる体制作りを行う。

3. 各事業所それぞれの支援

(1)ブルーリボンで行う支援
〇地域連携
　感染症対策を十分に行った上で今できる地域との繋がりを模索し、実施することで利用者の地域生活がより充実することを目指す。ブルーリボンの活動を通し、人や活動の場などの繋がりが増えるように地域や事業所同士の交流を増やす。
〇生産活動

利用者のニーズに寄り添い、個々の思いを表現できる生産活動を目指す。コーヒー染めでは、従来の作品を大事にしながら、新しい作品にも積極的に取り組むことを大切にし、誰もが参加できる取り組みにする。また、喫茶では販売だけでなく、コーヒー染めの発表の場となる店舗にできるよう利用者と一緒に考え、喫茶活動の活性化を目指していく。

生産活動を通し、活動の意欲や心身の健康維持に繋がるよう、内容や取り組み方を常に工夫していく。

〇利用者の未来を見据えた支援

生産活動やプログラムは利用者が中心であることを基本とし、活動を通して更なる目標や希望が生まれ、将来を一緒に考えていく支援を目指す。利用者の目標や希望を適切に把握し、家族や他の関係機関と連携しながら、見通しの持った働きかけを行う。

(2)きらめきで行う支援

○創作活動の強化

創作活動で作成した製品を地域向けに販売の機会を設ける。また地域の力を活発に活用し、販売や展示の場所の確保のみならず、創作活動に関するアイデアも豊富に取り入れ、利用者の表現の幅を広げていくことで、利用者のリカバリーを目指す。

〇個別の支援とグループの力動の融合

個々の利用者のニーズをしっかりと捉え、そのニーズの充足のための個別プログラムを充実させる。さらにそれを個々のニーズの充足に留めず、様々な利用者のニーズと融合させ、個別のプログラムをグループの活動へと発展させ、グループの力動の中で利用者のリカバリーを目指す。

〇様々な形における人とのつながりを作る

利用者のニーズから生まれた自主的な活動を、その利用者間の活動に留めず、人とのつながりを実感できるようにボランティアなどがともに取り組める活動へと発展させ、人との関係づくりの中で利用者のリカバリーを目指す。

〇地域の力を活用

上記の全ての活動を実現するためにも、関係機関や五月が丘福祉委員会・防災委員会との連携を強化することで、きらめきの活動を発信し、地域に開かれた事業所運営に努める。

4. 職員の資質向上を目指して

職員の資質向上をめざし、権利擁護や利用者との関わりに関する研修に参加し全職員で共有する。また事業所間の職員のコミュニケーションを強化する。

5. 営業日・日課ほか

(1)営業費：原則月曜日から金曜日

(2)休日：原則土・日・祝日、8 月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月 4 日

(3)サービス提供時間：原則 9 時~17 時（ブルーリボン）、10 時~18 時（きらめき）

事　業　計　画　書

2022 年度　指定就労継続支援 B 型事業所　サフラン

1．事業運営基本計画

　新型コロナウィルスの感染拡大とその予防対策により、利用者の生活や事業所の運営が制約を受けることを前提に、以下の活動を行う。

(1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。

(2)利用者がサフランで継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。

(3)「人と人」「地域とサフラン」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

2．支援目標

(1)利用者の事業利用目的を把握し、就労継続支援 B 型計画に基づいて多様なサービスや生産活動を提供する。

(2)利用者が安心してサフランで働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。

(3)就労のために必要な情報を提供し、希望があれば就労支援機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。

(4)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。

(5)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

3．支援内容

(1)就労継続支援 B 型計画を作成

一人ひとりの利用者から十分に話を聞き、ニーズを把握する。利用者のニーズを基に就労継続支援 B 型計画を作成し、計画に沿った支援を提供する。

(2)生産活動（弁当の製造販売配達、自主製品製作販売、清掃やバザー等事業所外活動）

○弁当作り

　生産活動の柱となっている弁当づくりおよび配食サービス事業委託について見直しを行う。配食サービス受託条件が年々厳しくなり、身の丈に合っていない活動になってしまっている。また令和 5 年度には配食事業サービスそのものの廃止が決定となった。本来の利用者への福祉的支援に軸を戻し、現在の利用者の希望や能力に合わせた弁当事業全体の体制を再構築する。また配食サービスが廃止されることを踏まえ、配食地域は縮小しその一方で近隣の住民や地区福祉委員会の高齢者食事提供など、より地域に密着した活動を通して「地域に根ざした弁当屋」を目指す。

　調理スタッフと連携し、利用者が知識と技術を得て能力を発揮できる機会を提供し、利

用者が働くことを通して、地域で自信と意欲をもって暮らしていけるよう支援する。
○自主製品製作：品質と芸術性の向上のため、インターネットも活用し外部の展示会や制作現場の見学、研修を行う。そして利用者が新たな可能性を拓き自己表現の機会となるよう発表の場を確保する。 また、作業や製品づくりへの関心や知識を高められるよう、研修の機会を作る。
○清掃作業：就労を希望する利用者へ、企業現場で就労する機会として提供する。他の生産活動とは別途、工賃を支給する。
○内職作業：シール貼りなどの内職作業を提供する。利用者それぞれが自分の関心や適性に合わせて取り組めるよう工程を分ける、分業するなど配慮する。
(3)生活支援
　介護福祉サービスやヘルパー、生活介護事業など、利用者がそのニーズに応じた多様な福祉サービスを利用できるよう、サービス機関との連絡調整を行う。新たなニーズや利用しているサービスへの細かな相談に対応できるよう相談体制を維持する。
　映画上映会や野外活動、インターネットを利用した創作教室、介護予防の運動プログラムなど、事業所内外で多様な文化活動・余暇活動を提供する。宿泊や日帰りでの旅行再開について、コロナウィルスの感染拡大状況を見ながら検討する。
(4)就労支援
　サフランを就労の場として利用する利用者が、安心して働きステップアップできるよう、体調や希望、習熟度に合わせた働き方や仕事内容を提供する。就労への希望を持つ利用者には施設外就労として、障がい者支援交流センターあいほうぷ吹田での施設清掃作業を職場実習の機会として提供する。また、就労支援機関の職員やその利用者と交流する機会を作り、一般就労への道がいくつもあることを知っていただく。
(5)地域交流活動(青山台地区住民・ボランティアグループとの交流など)
　福祉事業所としての側面だけでなく、安心して食べることのできる弁当屋として地域に根付いていく。また地区福祉委員会とは、交流会の開催とともに同委員会の行う高齢者個別訪問や食事配達に、弁当や自主製品を提供するなど新たな関わり方を模索していく。ボランティアグループアムールとの交流を通して、閉鎖的になりやすい事業所内に市民の風を届けてもらい親交を深める。
(6)家族への支援
　家族が思いを語り合える場、情報交換の場として、サフラン外の会場を使用して家族茶話会を開催する。利用者家族ばかりでなく精神障がい者を家族に持つ方を広く受け入れることで、当事者と家族の孤立を防ぎ必要な支援とつながれるよう努める。希望に応じて勉強会などを開催する。
(7)職員の資質向上のための取り組み
　虐待防止を含めた人権への意識や支援技術の向上を目指し、法人内外で実施される研修へ積極的に参加する。研修で得た知識は伝達研修により受講していない職員へ周知する。また支援計画や日々の支援内容について内部で学習会を行い、利用者への理解を深めて、

よりよいサービス提供に努める。

(8)感染症及び災害対策

　感染症や災害が発生した場合も、利用者へ必要なサービスを提供し続けられるよう、日頃からの備えや発生後の業務再開に向けた取組と体制作りを、法人本部や他の事業所と協力し推進する。

4. 年間予定

定例
連絡会、家族茶話会、レク、サフカフェプレミアム、メンバーMtg、月１回 配達 Mtg、調理 Mtg　　年４回
不定期
バザー出店(浜屋敷、商店会夏祭り、青山台福祉ふれあい祭り、ハートふれあい祭り) 障がい者週間の集い、さたけん家障がい者週間の集い、青山台地区福祉委員との交流活動 避難訓練及び防災学習会、食品衛生学習会、第三者委員との懇談会、サフラン総会、展覧会、フリースペース、障がい者歯科検診（5 月予定)、生産活動に係る利用者向け研修、忘年会＆クリスマス会、旅行(１泊・日帰り)、生産活動研修

事　業　計　画　書

2022年度　相談支援事業　シード

1．事業運営基本計画

(1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。

(2)地域において障がい者を支えるネットワーク拡充のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。

(3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。

(4)相談支援事業所の数および質の向上を図り、のぞみ福祉会が目指す相談支援の在り方を実践していく。

2．事業内容

(1)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

・利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う。

・ヘルパー事業所や日中活動の事業所、教育機関などの利用が必要な場合は、利用申請や利用定着の支援を行う。

・相談の内容により、専門性の高い機関へつなげる。

・利用者の個性を把握し、障害福祉サービス事業者に対して「その人らしい暮らし」を支援できるように助言、調整を行う。

(2)指定一般相談支援事業(地域移行)

・障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談及び支援を行う。

・退院後の一番不安な時期を支援するため、エスペランサと連携し、自立生活援助事業の導入を進める。

3．相談支援充実への取組み

・感染症対策に十分注意して訪問や面談を実施する。また必要に応じて電話だけでなくタブレットやパソコンを活用したリモートでの面談や担当者会議も実施する。

・利用者が実際のサービス利用場面でどのような支援を受け、過ごしているか把握するため、サービス利用時の居宅や事業所等を訪問し、その状況をモニタリングに反映する。

・サービス担当者会議の開催や事業所の個別支援計画作成のための会議へ参加し、利用者の状況や支援状況の把握に努める。

・委託相談（障がい者相談支援センター）と連携し、地域で福祉サービスと繋がっていない利用者に情報提供及び、福祉サービスの導入支援を行う。

・福祉サービスの調整だけでは、解決できない利用者への生活支援を必要に応じて進める。

４．その他

(1)外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルをアップさせ、より良い相談支援体制を目指す。また吹田市全体の計画相談支援の質の向上を図る為、以下の会議等に積極的に参加する。

・吹田市障がい児者計画相談支援事業所連絡会に参画し、他の相談事業所と一緒に、相談支援専門員のニーズに基づいた研修会等を開催する。

・吹田市地域会議に参加し、相談支援専門員が抱える課題を提言し、行政職員や他法人の相談支援専門員と情報の共有と課題解決に努める。

(2)相談受付時間・休日

・相談受付時間：月～金 10:00～18：00

・休日：土・日・祝日、その他、8 月 13 日～8 月 16 日および 12 月 29 日～ 1 月 4 日

事　業　計　画　書

2022年度　指定共同生活援助事業(介護サービス包括型)　エスペランサ
(住居名　エスペランサ(住居1)　よつば荘(住居2)　ピオラのぞみ(住居3)
プレジールのぞみ(住居4)　ピオラのぞみサテライト　エスペランササテライト)

1．事業運営基本計画

(1)地域の一員として普通の生活を希望する利用者に、「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
(2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
(3)関連する法律がさまざまに変化する中にあっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

2．支援目標

(1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行う。
(2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
(3)利用者の生活状況を把握し、医療機関、関係機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
(4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。
(5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考え、より実践的な訓練等を行う。
(6)利用者が近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。

3．支援内容

(1)共同生活援助計画の作成
　利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。
(2)生活に関する支援
　共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事提供を行う。栄養に関するアドバイス、調理、買い物など、家事全般への幅広い相談に応じる。
(3)相談支援
　訪問による日々の相談、希望や状況に応じての通院時・入院時支援を行う。また日常生活に係るさまざまな情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。
(4)入居者ミーティング
　利用者同士の円滑な関係性の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティングを定期的に開催する。希望があれば合同行事等にも取り組む。

(5)連絡会

活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に生かしていくため、利用者や利用者家族、世話人、生活支援員、地域関係者等で構成される連絡会を定期的に開催する。

(6)適切な支援体制の構築

職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制を目指す。

(7)自立生活援助

退去後の生活を支えるため定期訪問及び生活支援を行う。

(8)権利擁護

職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。

(9)地域との関係づくりと安全の確保

利用者が安心して生活できるよう、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また地域住民の理解を深めるための活動も行う。近年の台風の被害等も踏まえ、災害時の備品や備蓄食料を定期的に確認し安全を確保できるよう努める。

(10)健康管理

職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮するべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。

感染症に対しても適切な情報提供を行い、徹底した予防および対策を講じ、安心して暮らすことが出来る環境の確保に努める。また、これまで行ってきた活動が、感染症対策のために縮小したり、中止となっていたりする。今後、新たな感染症が蔓延した場合にも、活動を継続できる方法を検討していく。

4. 年間行事予定

入居者ミーティング、家族連絡会…2か月に1回交互に行う　年12回以上(住居ごと)

防災訓練…年3回程度(独自訓練に加えマンション防災委員会、地区自治会、等と連携)

防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時)

レクリエーション、季節行事など…入居者ミーティングで決定。住居単位や、合同でのレクリエーションも希望により行う。

食事会…行事食や旬のものを取り入れ彩りのある食生活を支援する。